

法学研究 第七十六卷 (平成十五年 自一
至十二号) 総目次

論 説

アメリカ反トラスト法における合併規制の現状と課題	一	田村次朗
労働契約における労働者の付随的義務の現代的展開	一	内藤 恵
―労働者の秘密保持義務と内部告発者保護の調整を中心として―		
消費者の情報共有過程に関する一考察	一	青池 慎一
交換の正義	一	丸山 徹
―アリストテレス倫理学をめぐって―		
著作権法に基づく権利の行使と競争秩序	一	石岡 克俊
―頒布権、消尽、独占禁止法―		
司法制度改革審議会に参加して	一	吉岡 初子
職務発明と相当の対価	一	青山 紘一
消費者倒産	一	宗田 親彦
―住宅ローン債権の処理について―		

号 頁

メディア・イベントとメディア言説(一)	五	大石裕
— 英国ホロコースト・メモリアル・デイを一事例として —		
台湾海商法における船主責任制限の制限債権	五	林群弼
特定物売買における果実取却と危険負担の関係(二・完)	五	前田敦
地方政府支出と補助金の効果	六	三麻生良文
メディア・イベントとメディア言説(二・完)	六	一大石裕
— 英国ホロコースト・メモリアル・デイを一事例として —		
奥井復太郎と近江哲男の鎌倉調査	六	四松尾浩一郎
— 都市社会調査の戦前と戦後 —		
明治初期における刑事裁判について	七	一霞信彦
— 伺・指令裁判体制を中心に —		
外務省地域局の復興に関する一考察	七	元井上勇一
二〇〇二年施行のドイツ民事訴訟法の改正と訴訟終了宣言	八	一坂原正夫
継続性の原則の本質	八	三島原宏明
— 商法の立場から —		
マクロ経済政策の国際協調と日本・一九七六年—七九年	九	一田所昌幸
ポスト権威主義ブラジルの政軍関係	九	三澤田眞治
— 兵舎に戻った後の軍部 —		
小会社監査役論	十	一鈴木千佳子
労働契約における労働者の誠実義務	十	一内藤恵
— イギリス雇用契約上の implied terms の議論を中心として —		

レヴィナスの倫理における身体的主体 —その予備的考察—	……………	三三	冠木敦子
ホップズの情念論とその政治的射程	……………	三六	川添美央子
最終講義			
中華民国史研究の展望	……………	四	山田辰雄
研究ノート			
日系ブラジル人労働者の就労に関する契約法上の諸問題	……………	二五	池田真朗 前田美千代
資料			
法務省（民事局参事官室）の破産法改正試案についての意見書（一）	……………	二五	宗田親彦
法務省（民事局参事官室）の破産法改正試案についての意見書（二・完）	……………	三八	宗田親彦
精神医学的強制保護に関する法律（仮訳）	……………	五五	坂田仁
MOX工場事件暫定措置命令とヴォルガ号事件船舶釈放判決	……………	七五	青木隆／訳
ドイツ刑法学者（新人リスト）	……………	八一	宮澤浩一
—ドイツ刑法学の現状（追完Ⅲ）—	……………	一六	飯山美砂 嶋子
スウェーデン「法精神医学的保護に関する法律」及び「法精神医学的調査に関する法律」（仮訳）	……………	九七	坂田仁

	訴訟物理論の黎明期から	十三	ゲルハルト・リュケ 坂原正夫／訳 多田澄江
	二〇〇二年のドイツ民事訴訟法の改正	十	ラインハルト・ホルク 三上威彦／訳
	雑誌 ドイツ刑法（一九三四—一九四四年）	十一	宮澤浩一 外山美砂子
	判例研究		
	〔商法〕		商法研究会
四二九	豪雨による丘陵崩落事故により旅館の駐車場に駐車されていた宿泊客の自動車が土砂を被って損害を受けた場合につき、商法五九四条に基づく旅館経営者の責任が認められた事例	二	来住野 究
四三〇	全車両一括付保特約の法的性質	三一五	鈴木 達次
四三一	青色発光ダイオードに関する職務発明についての特許を受ける権利が会社に承継されたことが認められた事例	四	諏訪野 大
四三二	手形の有償取得が証明されない場合と善意取得の成否（消極）	五一七	横尾 亘
四三三	招集通知に記載されていない目的事項を決議した取締役会決議の効力と株主総会における拍手による採決方法の適否	六	加藤 修
四三四	代表取締役の業務執行行為が法令に違反する場合において当該代表取締役らの損害賠償責任が認められなかった事例	七	吉川 信将
四三五	譲渡制限株式の先買権者指定後における先買権者指定請求撤回の可否	八二三	来住野 究

四三六 営業譲受人が、譲渡人と連名で「譲受人が債務を引き受ける」旨の通知を協力的な債権者に個別的に配付しても、商法二八条にいう債務引受の広告をしたことに当たらないとされた事例 九 登 藤 田 祥 子

四三七 事故発生までの約三か月間通勤用に借用されていた加害車両が、自動車総合保険契約の他車運転危険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するとして、同特約に基づく保険金請求が認められなかった事例 十 六 肥 塚 肇 雄

四三八 株式会社が取締役でも使用人でもない外部の者が同社の許諾のもと専務取締役という名称を使用して雇用契約を締結した場合における商法二六二条の類推適用の可否と同法二三条の責任 十二 六 澁 谷 光 義

〔最高裁判事例研究〕

三七九 平一四一 最高裁判集五六巻三号五七四頁 五 一 五 堀 竹 学

三八〇 昭三〇二四 最高裁判集九卷一三号一九六八頁 六 三 堀 竹 学

三八一 平一四二 最高裁判集五五巻七号一四一一頁 七 一 四 渡 辺 森 児

三八二 平一四三 最高裁判集五六巻八号一九四二頁 八 一 四 坂 原 正 夫

三八三 昭三一〇二 最高裁判集一〇巻三号二四二頁 九 一 三 川 嶋 隆 憲

三八四 平一四四 最高裁判集五六巻七号一五二四頁 十 一 三 河 村 好 彦

三八五 平一四五 最高裁判集五六巻一号一二三頁 十二 六 村 上 康 二 郎

〔下級審民事事例研究〕

..... 民事訴訟法研究会

<p>49</p> <p>破産手続において、別除権である根抵当権に担保された破産債権が存在する場合に、破産管財人が、根抵当権の目的不動産を根抵当権に付けたまま第三者に譲渡しても、当該破産債権は、その行使について別除権付破産債権として不足額責任主義による制約を受けることに変わりはないとされた事例</p> <p>大阪地裁平成一三年三月二一日決定(大阪地裁平一〇(フ)一一一九号)破産申立事件、判例タイムズ一〇六六号二八二頁</p>	<p>50</p> <p>一 弁論準備手続を経て人証調べが終了した後の新たな攻撃防御方法の提出が時機に後れたものであるとして却下された事例</p> <p>東京地裁平成一一年二月一〇日判決(東京地裁平成一〇(フ)五六四四号)損害賠償請求事件、判例タイムズ一〇七九号三〇一頁(控訴棄却、確定)</p> <p>二 課税処分の法的根拠に関する被告の主位的主張が時機に後れたものとの嫌疑は否めないものの、「これにより訴訟の完結を遅延させることとなる」(民事訴訟法一五七条一項)ものとは認められないとされた事例</p> <p>東京地裁平成一三年一月九日判決(東京地裁平成一二(行ウ)六九号)法人税更正処分等取消請求事件、判例時報一七八四号四五頁、判例タイムズ一〇九二号八六頁、金融・商事判例一一三三号三五頁(控訴)</p>	<p>二一三</p> <p>三 上 威 彦</p>
<p>8</p> <p>宗教法人の所有する建物の明渡しを求める訴えが法律上の争訟に当たらないとされた事例</p> <p>① 平成一四年二月二二日最高裁第二小法廷判決、建物明渡請求事件、判例時報一七九九号二二頁</p> <p>② 平成一四年一月二九日最高裁第三小法廷判決、建物明渡請求事件、判例時報一七九九号二二頁</p>	<p>三三</p> <p>芳 賀 雅 顯</p>	<p>四</p> <p>七 河 村 好 彦</p>

〔民集未登載最高裁判事例研究〕 民事訴訟法研究会

紹介と批評

稲岡彰 著『怨霊史跡考』 二一三 加藤 順 一

井上一明 著 『ジンバブエの政治力学』	三	九	吉國恒雄
宮澤秀爾 著 『ロシアの市場化と官僚的民主主義』	六	九	大平哲
青山善充・小島武司・坂原正夫・梅善夫・松本博之・三木浩一・渡辺惺之編	七	二七	中山幸二
『石川明先生古稀祝賀・現代社会における民事手続法の展開』	七	二七	中山幸二
『石川明先生古稀祝賀記念論集 現代社会における民事手続法の展開(上・下巻)』	十一	二五	松村和徳
石川明 著 『ドイツ強制執行法と基本権』	十一	一九	三上威彦

特別記事

金子晃教授略歴・業績一覧	一	五三	
井上一明君学位請求論文審査報告	二	一五三	
鶴木眞君学位請求論文審査報告	七	一三七	
松田康博君学位請求論文審査報告	七	一三五	
奥健太郎君学位請求論文審査報告	八	一四一	
巽迎春君学位請求論文審査報告	八	一五一	
照沼亮介君学位請求論文審査報告	九	一三三	
小川原正道君学位請求論文審査報告	九	一三四	
鷺見誠一教授略歴・主要業績	十三	一三七	